

請願・陳情參考資料

平成23年2月15日

企画部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
23年—5 (23. 2. 14)	企画	<p>私立高校の授業料助成制度の創設について</p> <p>鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会</p>	<p>平成22年4月から国において公立高等学校の授業料が無償化されたことに伴い、私立高等学校についても、就学支援金制度が創設され、家庭の教育費負担が軽減されることとなった。</p> <p>○高等学校等就学支援金制度（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年収350万円以上程度 118,800円 ・ 年収250万円～350万円未満程度 178,200円（1.5倍） ・ 年収250万円未満程度 237,600円（2倍） <p>さらに県においては、鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免制度により、私立高等学校へ在籍する生徒の経済的負担軽減のため、授業料、施設設備費等の生徒納付金を減免している私立高等学校に対して助成を行っている。</p> <p>○鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免助成額（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料（全免）198,000円～228,000円 （半免） 99,000円～114,000円 ・ 施設設備費等 12,000円～ 90,000円（全免対象者のみ） <p>(参考)</p> <p>平成22年度私立高等学校納付金平均額（鳥取県） 406,578円（授業料平均210,000円、施設設備費等平均196,578円）</p>

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況									
23年—6 (23.2.14)	企 画	<p>人材確保につながる 県内高等学校への看護・介護課程新設などについて</p> <p>鳥取県老人保健施設協会</p> <p>鳥取県医療法人協会</p>	<p>2 私立高等学校については既存高等学校の新設及び定員増を図るための財政支援。</p> <p>看護師養成課程の新設及び定員増に係る財政支援については、国の助成制度として、「看護師等養成所施設整備事業」及び「看護師等養成所初度設備整備事業」がある。 県においては、運営費について私立高等学校教育振興補助金により、生徒一人当たり588千円の補助を行っている。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1086 678 2038 853"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師等養成所施設整備事業</td> <td>学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費等</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>看護師等養成所初度設備整備事業</td> <td>標本、模型及び教育用機械器具等の購入費</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 私立高等学校に介護養成課程を新設するための財政支援。</p> <p>介護福祉士養成課程に係る運営費については、県において、生徒一人当たりに係る運営経費を算定し、1 / 2相当額を私立高等学校教育振興補助金で補助することとなる。</p> <p>6 私立高等学校については専門教員確保のための財政支援。</p> <p>専門教員については、県において、普通学科における生徒一人当たり運営費補助単価384千円に専門課程に必要な人件費を加算し、1 / 2相当額を補助している。 ※看護学科については、専門教員の人件費に加え、実習に必要な経費を加味して588千円としている。(生徒一人当たり運営費補助単価)</p>	事業名	対象経費	補助率	看護師等養成所施設整備事業	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費等	1 / 2	看護師等養成所初度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	1 / 2
事業名	対象経費	補助率										
看護師等養成所施設整備事業	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費等	1 / 2										
看護師等養成所初度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	1 / 2										